

1 弥生時代～飛鳥時代前半

1－1 小国の分立

1－2 倭国大乱

1－3 邪馬台国

1－4 高句麗との戦い

1－5 倭王武の上表文

1－6 稻荷山古墳

1－7 憲法十七条

1－8 遣隋使

1-1 小国の分立

それ楽浪（らくろう）海中に倭人あり。分れて百余国となる。歳時をもって来り献見すという。

「漢書地理志」班固

1 - 2 倭国大乱

建武中元2年、倭の奴国、貢（みつぎ）を奉じて朝賀す。使人みずから大夫（たいふ）と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬をもってす。

安帝の永初元年、倭の国王帥升（すいしょう）ら、生口（せいこう）160人を献じ、請見（せいけん）を願う。

桓靈（かんれい）の間、倭国大いに乱れ、更々（こもごも）相攻伐（あいこうばつ）して歴年（れきねん）主（あるじ）なし。

「後漢書東夷伝」

1-3 邪馬台国

男子は大小となく、皆黥面文身（げいめんぶんしん）す。・・・尊卑各々（そんぴおのおの）差序（さじょ）あり、・・・租賦（そふ）を収む、邸閣あり。国々に市あり。有無を交易し、大倭（だいわ）をしてこれを監せしむ。

女王国より以北には、特に一大率（いちだいそつ）を置き、諸国を檢察せしむ。諸国これを畏憚（いたん）す。常に伊都国（いとこく）に治す。・・・

下戸（げこ）、大人（たいじん）と道路に相逢（あ）えば、逡巡（しゅんじゅん）して草に入り、辞を伝え事を説くには、あるいは蹲（うずくま）りあるいは跪（ひざまず）き、両手は地に抛（よ）り、これが恭敬（きょうけい）をなす。・・・

その国、本また男子をもって王となす。住まること7、80年。倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり。すなわち共に一女子を立てて王となす。名を卑弥呼（ひみこ）という。鬼道（きどう）に事（つか）え、能（よ）く衆（しゅう）を惑（まど）わす。年すでに長大なるも、夫婿（ふせい）なし。男弟あり、佐けて国を治む。王となりしより以来、見るある者少なく、婢1000人をもって自ら侍せしむ。ただ男子一人あり、飲食を給し、辞を伝え居所に出入す。宮室・楼観（ろうかん）・城柵（じょうさく）、巖（おごそ）かに設け、常に人あり、兵を持して守衛す。・・・

景初2年6月、倭の女王、大夫難升米（なしめ）らを遣わし郡に詣（いた）り、天子に詣りて朝献せんことを求む。・・・その年十二月、詔書（しょうしょ）して倭の女王に報じていわく、「・・・今汝（なんじ）をもって親魏倭王（しんぎわおう）となし、金印紫綬（きんいんしじゅ）を假（ゆる）し、装封して帯方の太守に付し假授せしむ。・・・」と。

その（正始）8年、・・・倭の女王卑弥呼、狗奴国（くな）の男王

卑弥弓呼（ひみここ）ともとより和せず。倭の載斯烏越（さしうお）らを遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。・・・

卑弥呼もって死す。大いに冢（つか）を作る。径100余歩、徇葬（じゅんそう）する者、奴婢（ぬひ）100余人。更に男王を立てしも、國中服せず。更々相誅殺（あいちゅうさつ）し、当時1000余人を殺す。また卑弥呼の宗女壺与（いよ・とよ）年十三なるを立てて王となす。國中遂に定まる。・・・

「魏志倭人伝」陳寿

1-4 高句麗との交戦

・ ・ 百残 ・ 新羅はもとよりこれ属民なり。由来朝貢す。しかるに倭、辛卯（しんぼう）の年よりこのかた、海を渡り百残を破り、新羅を□□し、もって臣民（しんみん）となす。6年丙申（西暦396年）をもって、王みずから水軍を率い、残国を討伐（とうばつ）す。・ ・ ・ 10年庚子、教して歩騎5万を遣わし、往きて新羅を救わしむ。・ ・ 官軍まさに至り、倭賊退く。・ ・ ・ 14年甲辰、倭、不軌（ふき）にして帯方（たいほう）界に侵入す。・ ・ ・ 倭寇潰敗（わこうかいはい）し、斬殺せらるるもの無数なり。

「高句麗好太王碑銘（碑文）」

1-5 倭王武の上表文

順帝の昇明2年、使を遣（つか）わして表を上（たてまつ）る。
「封国は偏遠（へんえん）にして、藩を外になす。昔より祖禰（でい）みずから甲冑をつらぬき、山川（さんせん）を跋涉（ぼっしょう）して寧処（ねいしょ）に遑（いとま）あらず。東は毛人（もうじん）を征すること55国、西は衆夷（しゅうい）を服すること66国、渡りて海北（かいほく）を平ぐること95国。・・・」と。詔（みことのり）して武を使持節都督（しじせつととく）倭・新羅・任那・加羅・秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍（あんとうたいしょうぐん）倭王に除（じょ）す。

「宋書倭国伝」

1－6 稲荷山古墳

世々杖刀人（じょうとうじん）の首（かしら）となり、つかえ奉り来たり今に至る。ワカタケルの大王の寺（時）、斯鬼（しき）の宮にある時、吾（われ）、天下を治（おさ）むるを左（たす）く。この百練の利刀を作らしめ、吾がつかえ奉る根原（こんげん）を記すなり。

「稲荷山古墳出土鉄剣銘」

1-7 憲法十七條

(推古天皇12年) 夏4月丙寅の朔戊辰、皇太子、親ら肇めて憲法十七條を作りたまふ。

1にいわく、和(やわらか)なるをもって貴(とうと)しとなし、忤(さか)うることなきを宗とせよ。

・ ・ 2にいわく、篤く三宝(さんぼう)を敬え。三宝とは仏(ほとけ)・法(のり)・僧(ほうし)なり。

・ ・ 3にいわく、詔(みことのり)を承(うけたまわ)りては必ず謹め。君をば則ち天(あめ)とす。臣をば則ち地(つち)とす。

・ ・ 12にいわく、国司・国造、百姓(おおみたから)に斂(おさめ)とらざれ。国に二(ふたり)の君あらず。民に両(ふたり)の主なし。

「日本書紀」

1－8 遣隋使

大業3年、その王多利思比孤（たりしひこ）、使を遣わして朝貢（ちょうこう）す。使者いわく、「聞く、海西の菩薩天子（かいさいのぼさつてんし）、重ねて仏法を興（おこ）すと。故（ゆえ）に遣わして朝拝せしめ、兼ねて沙門（しゃもん）数十人、来りて仏法を学ぶ」と。その国書にいわく、「日出づる処（ところ）の天子（てんし）、書を日没する処の天子にいたす。恙（つつが）なきや、云々（うんぬん）」と。帝、これを覧（み）て、悦（よろこ）ばず。鴻臚卿（こうろけい）にあっていわく、「蛮夷（ばんい）の書、無礼なるあらば、またもって聞するなかれ」と。明年、上、文林郎（ぶんりんろう）裴清（はいせい）を遣わして倭国に使せしむ。

「隋書倭国伝」